

# お 知 ら せ

令和 6 年 5 月 20 日付け東北地方整備局告示第 52 号で、次の事業について、土地収用法第 26 条第 1 項の規定による事業認定の告示がありました。

起業者の名称 岩手県  
事業の種類 二級河川久慈川水系小屋畑川改修工事（河道付替・岩手県久慈市長内町第 15 地割地内から同市長内町第 19 地割地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

事業認定の告示があった土地

イ 収用の部分

岩手県久慈市長内町第 15 地割、長内町第 17 地割及び長内町第 19 地割地内

ロ 使用の部分

岩手県久慈市長内町第 15 地割、長内町第 17 地割及び長内町第 19 地割地内

については、同法第 26 条第 4 項の規定により、令和 6 年 5 月 20 日から次のような効果が発生していますのでお知らせします。

- 1 土地に対する補償金の額が固定されること。
- 2 土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること。
- 3 同法第 39 条第 2 項の規定による裁決申請が行えること。
- 4 同法第 46 条の 2 第 1 項の規定による補償金の支払請求が行えること。
- 5 明渡裁決の申立てが行えること。

なお、詳細につきましては、下記のところにパンフレットを用意しておりますのでご参照ください。

岩手県県北広域振興局 土木部

〒028-8042 岩手県久慈市八日町 1-1

TEL 0194-66-9689

久慈市役所建設部 建設企画課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町 1-1

TEL 0194-52-2120